

MHM Asian Legal Insights

第 125 号 (2021 年 5 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

- 1. ミャンマー : [①: ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート](#)
 : [②: 2月1日国家緊急事態宣言後の国内動向アップデート](#)
- 2. ベトナム : [PPP 法に関する政令の制定](#)
- 3. インド : [株式発行・譲渡に関する印紙税のまとめ](#)
- 4. ASEAN : [RCEP の国会承認](#)
- 5. タイ : [遅延損害金の算定方法等に関する民商法改正](#)

今月のコラム [—タイの病院事情—](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 125 号 (2021 年 5 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー

①: ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート

2021 年 2 月 1 日のミャンマーにおける国家緊急事態宣言の発出後の対ミャンマー経済制裁の概要については、本レター第 121 号 (2021 年 2 月号)、第 122 号 (同年 3 月号) 及び第 124 号 (同年 4 月号) においてお伝えしたとおりです。本稿では、その後の米国及び欧州連合 (「EU」) による対ミャンマー制裁についてのアップデートをお伝えします。

(1) 米国による制裁

米国財務省外国資産管理室 (OFAC) は、米国による制裁措置の対象者を引き続き拡大しており、米国時間 2021 年 4 月 21 日には、ミャンマーの国営企業である Myanmar Timber Enterprise 及び Myanmar Pearl Enterprise を、米国による資産凍結措置の対象者 (SDN) のリストに追加しました。

MHM Asian Legal Insights

(2) EU による制裁

EU 理事会は、現地時間 2021 年 4 月 19 日、ミャンマーの国家行政評議会（State Administration Council）の幹部ら 10 名を資産凍結及び渡航禁止措置の対象として追加したほか、ミャンマー国軍系複合企業である Myanmar Economic Holdings Public Company Limited（「MEHL」）及び Myanmar Economic Corporation Limited（「MEC」）を資産凍結措置の対象として指定しました。これにより、MEHL 及び MEC は、米国、英国及び EU の全ての制裁において資産凍結措置の対象として指定されたこととなります。

②： 2 月 1 日国家緊急事態宣言後の国内動向アップデート**(1) テレビ・ビデオ法の改正**

国家行政評議会（State Administration Council）は、2021 年 4 月 26 日、テレビ・ビデオ法（Television and Video Law）の改正法（「本改正法」）を制定しました。本改正法では、テレビ・ビデオ法に基づく order 又は directive 等に違反した者に対する法定刑が、従来の 6 月以下の禁錮又は 5 万チャット（現在の為替レートで約 3,450 円）以下の罰金（併科あり）から、1 年以下の禁錮又は 50 万チャット（現在の為替レートで約 3 万 5,000 円）以下の罰金（併科あり）に引き上げられました。また、同年 5 月 5 日、情報省（Ministry of Information）は、違法に衛星放送受信用のパラボラ・アンテナを設置した者には、法律違反として 1 年の禁錮刑又は 50 万チャットの罰金を科す旨を公表しています。文言上は明らかではないものの、パラボラ・アンテナの設置について、本改正法に基づく改正後の刑罰が課されることを明確にしたものと解されます。こちらの規制は、衛星経由で放送されている番組の視聴を阻止するための措置であり、既に実施されているインターネットの遮断や放送免許の剥奪等と同様、情報統制の一環として策定されたものと考えられています。

(2) 行政機関の再編成

国家行政評議会は、2021 年 5 月 3 日付けの Order 第 117/2021 号において、計画・財務・工業省（Ministry of Planning, Finance and Industry）を計画・財務省と工業省とに分割する旨を公表しました。また、同評議会は、同月 5 日付けの Order 第 119/2021 号において、各種の行政手続の窓口である一般行政局（General Administration Department）を連邦政府省（Ministry of the Office of the Union Government）の傘下から内務省（Ministry of Home Affairs）の傘下に移管する旨を公表しました。これらの動きは、国民民主連盟（National League for Democracy）の政権下で行われた省庁再編について、当該再編前の構成に再び戻す内容となっています。今回の再編成によ

MHM Asian Legal Insights

り各行政機関の運用にどのような影響があるかについて、注視していく必要があります。

(3) MIC の動向

本レター第 124 号（2021 年 4 月号）でお伝えしたとおり、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission : 「MIC」）は、2021 年 3 月 4 日付け Notification 第 30/2021 号によって新たに組成されました。MIC の再組成後、MIC 許可の発出等の実務も再開しているようであり、同年 5 月 7 日には、投資額 25 億米ドル（現在の為替レートで約 2,720 億円）の液化天然ガス（LNG）発電事業への投資認可の付与が公表されています。

（ご参考）

本レター第 121 号（2021 年 2 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047375/20210222-105742.pdf>

本レター第 122 号（2021 年 3 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047694/20210322-124724.pdf>

本レター第 124 号（2021 年 4 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047945/20210420-125710.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 石塚 司

☎ +95-1-9253650（ヤンゴン）

✉ tsukasa.ishizuka@mhm-global.com

2. ベトナム：PPP 法に関する政令の制定

本レター第 117 号（2020 年 11 月号）において取り上げた 2020 年 6 月 18 日に成立し、2021 年 1 月 1 日から施行されている官民連携投資法（「PPP 法」）に関連し、PPP 法の詳細を定める政令（Decree No.35/2021/ND-CP : 「本政令」）が 2021 年 3 月 29 日に公布され、公布日から施行されています。本政令の内容は多岐にわたりますが、本稿では、特に重要と思われる項目を取り上げて説明します。

(1) 最低投資総額

PPP 法上、PPP プロジェクトの最低投資総額が定められているところ（詳細は本レター第 117 号（2020 年 11 月号）をご参照ください）、本政令は、より詳細な分野

MHM Asian Legal Insights

ごとの最低投資総額を定めており、概要は以下の表に記載のとおりです。

対象事業分野	詳細	最低投資総額（カッコ内は現在の為替レートによる日本円相当額）
交通	道路、鉄道、国内水路、海路、航空	1兆5,000億ベトナムドン （約71億円）
送電線・発電所	電力法により国の独占事業とされているものを除く石炭、ガス（LNG含む）、原子力	1兆5,000億ベトナムドン （約71億円）
	再生可能エネルギー	5,000億ベトナムドン （約23億7,000万円）
灌漑、上下水道、排水、廃棄物処理		2,000億ベトナムドン （約9億4,600万円）
医療	検診・治療施設、予防医学、試験	1,000億ベトナムドン （約4億7,300万円）
教育、訓練	教育・職業訓練及び専門教育活動のためのインフラ、施設、設備	1,000億ベトナムドン （約4億7,300万円）
情報技術インフラ	デジタル情報インフラ・デジタルエコノミー、国家当局の情報技術の現代化、情報技術・データベース・データセンターの応用及び開発、国家によるシェアリングプラットフォーム・アプリケーション及びサービス、ネットワークセキュリティ、個人及び事業のためのアプリケーションシステム・サービス、スマートシティプロジェクトのためのITCインフラ等	2,000億ベトナムドン （約9億4,600万円）

PPP法においては、PPPプロジェクトの最低投資総額は原則として2,000億ベトナムドン（現在の為替レートで約9億4,600万円）以上、ただし、医療、教育、訓練分野及びそれ以外の事業分野で社会経済状況が困難又は特に困難な地域におけるプロジェクトについては1,000億ベトナムドン（現在の為替レートで約4億7,300万円）以上と規定されています。本政令は、分野によってPPP法上の最低投資額を上回る最低投資額を規定する趣旨のようにも思われますが、法文上は、両者の関係（PPP法上の最低投資総額を上回るものの、本政令上の最低投資総額以下であるPPPプロジェクトの取扱い等）の整理の手がかりとなる明確な規定は設けられていません。

MHM Asian Legal Insights

(2) PPP プロジェクト契約のガイドライン

本政令は、別紙 VI において、PPP プロジェクト契約のモデル契約書のガイドラインを提示しています。このガイドラインは、PPP プロジェクト契約の内容となる 32 項目（プロジェクトの目的・場所・スケジュール、土地使用权、技術、投資資本・財務計画、利益配分、当事者・関係者の権利義務等）についてモデル契約書に記載すべき事項を列挙したものであり、同ガイドラインに基づき、管轄当局がセクター・分野ごとのモデル契約書を作成することとされています。本政令上、同ガイドラインに基づき当局がモデル契約書を作成する期限は示されていませんが、モデル契約書の具体的な内容については今後管轄当局により制定される通達等の動向を注視する必要があります。

(3) PPP プロジェクト契約の解除

本政令は、PPP プロジェクト契約書には、期間満了前の解除の場合の費用負担の計算式又は計算方法を規定しなければならないと定める一方、契約当事者である政府機関（contract signing agency）は、契約当事者による解除条件の合意後、解除に基づく費用支払が発生するか否か、支払の方法、価額、民間投資家及びプロジェクト企業に対する支払の財源について決定を求めるため管轄当局に報告しなければならないと定めています。両規定の関係性は文言上明らかではありませんが、PPP プロジェクト契約が解除された場合、同契約に規定された条件に従って違約金等の金額が一義的に算出されるわけではなく、政府機関による管轄当局への報告とその承認を待って初めて違約金等の金額が定まるような手続を想定しているようにも読み、そうだとすると契約解除時の民間事業者と政府機関の間のリスク分担の仕組みが不透明になる可能性があり、実際にどのような運用がなされることが想定されているか、今後の議論の蓄積が待たれます。

以上のほか、本政令は、PPP プロジェクトの評価を行う PPP Project Appraisal Council、フィージビリティスタディレポートの作成、投資ポリシー決定等を含む PPP プロジェクトの準備、民間投資家選定プロセス、PPP によるインフラシステムの竣工確認及び移転の手続等について規定しています。また、本政令とは別に、PPP プロジェクトの財務管理メカニズムを規定する政令（Decree No.28/2021/ND-CP）も 2021 年 3 月 26 日に成立し、同日施行されています。

（ご参考）

本レター第 117 号（2020 年 11 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00043627/20201120-111554.pdf>

MHM Asian Legal Insights

弁護士 江口 拓哉 ☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン) ☎ 03-5223-7745 (東京) ✉ takuya.eguchi@mhm-global.com	弁護士 岸 寛樹 ☎ +66-2-009-5135 (バンコク) ✉ hiroki.kishi@mhm-global.com
弁護士 西尾 賢司 ☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン) ✉ kenji.nishio@mhm-global.com	弁護士 川上 愛 ☎ +84-28-3622-2603 (ホーチミン) ✉ ai.kawakami@mhm-global.com

3. インド：株式発行・譲渡に関する印紙税のまとめ

インドでは、インドにおける税制を定め1年ごとに改正がなされるインド財政法(The Finance Act)が存在していますが、このうちインド印紙法(The Indian Stamp Act, 1899)の一部を改正する2019年財政法が2020年7月1日に発効しました。また、同日、2019年インド印紙規則(The Indian Stamp (Collection of Stamp Duty through Stock Exchange, Clearing Corporations and Depositories) Rules, 2019)も発効しています。これらも踏まえ、本稿では、インドにおける株式の発行・譲渡に関する印紙税について説明します。

(1) 株式発行に関する印紙税

インド印紙法上、インド企業が株式の発行を実行する局面において、発行者は、印紙税を支払う義務を課されます。株式発行の場面では、株式が株券の形態であろうと電子株式の形態であろうと同様に印紙税が課されます。

インド印紙法改正前は、印紙税の額は州ごとによって異なっていましたが、改正後は、印紙税額が全国的に統一され、当該株式の発行価額総額の0.005%とされました。なお、印紙税額は、株式が株券の形態であろうと電子株式の形態であろうと差異はありません。

(2) 株式譲渡に関する印紙税

インド印紙法上、株式が譲渡された場合、譲渡人は、印紙税を支払う義務を課されます。

株式譲渡の局面では、インド印紙法改正前は、株式が電子株式の形態である場合は、印紙税が課されていませんでした。すなわち、株式の譲渡に際して、対象株式が電子株式の形態である場合は、印税額分を節約することにより、株式譲渡に関連して発生する費用を低減できるというメリットがありました。

しかし、同法改正後は、株式が電子株式の形態の場合も、株式が印刷された株券の形態である場合と同様に、印紙税が課されることとなりました。

印紙税額は、当該株式の譲渡対価の0.015%とされています。この印紙税額は、株

MHM Asian Legal Insights

式が印刷された株券の形態であろうと電子株式の形態であろうと差異はありません。

以上のとおり、インドでは株式の発行・譲渡の局面において、株式の形態にかかわらず、印紙税が課されます。そのため、2020年7月以降、譲渡対象株式を電子株式にすることによって印紙税額を節約することができなくなっていますので、注意が必要です。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824 (東京)

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405 (大阪)

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

4. ASEAN：RCEPの国会承認

日本は、日本、ASEAN10 各国、中国、韓国、豪州及びニュージーランドが 2020 年 11 月 15 日に署名した包括的な経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：「RCEP」）に関する国会承認手続を 2021 年 4 月 28 日に完了しました。RCEP は、世界の人口、GDP 及び貿易総額の約 3 割を占める世界最大の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：「EPA」）であり、締約国の貿易・投資等に重要な役割を果たすことが期待されています。本稿では、本年中の発効を目指している RCEP のうち物品及びサービスの貿易に関する規定の概要をご紹介します。

(1) 関税の撤廃、統一的な原産地規則、原産性証明制度

RCEP は、日本の貿易総額の約 5 割を占める国々をカバーする経済的なインパクトの大きな協定です。日本からの輸出については、14 各国全体で最終的に約 92%の関税撤廃が実現されます。なお、RCEP は日本の最大の貿易相手国である中国及び第 3 位の韓国との間の初めての EPA であり、中国及び韓国における無税品目の割合が大きく上昇する点（中国は 8%から 86%、韓国は 19%から 92%）が日系企業への大きなメリットです。

RCEP を含む EPA では、締約国からの輸出品であれば全て当該協定上約束されている撤廃又は削減された関税率の適用を受けることができるわけではなく、原産品となるための要件及びその証明方法を規定する原産地規則を満たす原産品のみが適用対象になります。もっとも、RCEP では 15 各国で共通の原産地規則が採用されており、他の締約国の原産材料を自国の原産材料とみなすことを可能にする「累積」制度が導入されているため、事業者は 15 各国をまたいでサプライチェーンを効率的に構築することができます。このように、15 各国から成る巨大な市場において、より柔軟なサプライチェーンを用いて有利な関税率で輸出入を行うことができることが RCEP の大きな意義の一つです。

MHM Asian Legal Insights

なお、日本は RCEP 署名国のうち中国及び韓国以外の国とは既に別途発効済みの EPA を有しており、それらの国との間の輸出入に関していずれの EPA を利用するかは事業者が自ら選択することが可能であり、自社にとって最も有利な EPA を選んで活用することができます。

原産性の証明方法については、日本が近時締結した TPP11 協定や日 EU・EPA では輸出者、生産者又は輸入者による自己証明制度（対象となる産品が原産品であることを輸出者、生産者又は輸入者が自ら作成する書類によって証明する制度）のみが認められているのとは異なり、RCEP では第三者証明制度（日本商工会議所が原産地証明書を発行する制度）及び認定輸出者自己証明制度（一定の要件を満たし認定輸出者として事前に登録された事業者が、自らインボイス等の書面に原産品である旨を記載する証明制度）が採用されています。なお、日本への輸入については、これらの証明方法に加えて、輸入者による自己証明制度を導入することが可能とされています。

(2) サービス貿易に関する規定

RCEP では、WTO サービス貿易協定（GATS）や RCEP 署名国との間の日本の従前の EPA では規定されていないサービス貿易分野での約束が含まれている分野もあり、日系企業の海外進出における法的安定性及び予見可能性が高められています。例えば、以下のような約束がなされています。

インドネシア	先端技術を活用するプロジェクト等を対象としたエンジニアリング・サービスについて外資出資比率の上限を 51%とする
タイ	海運貨物取扱サービスについて外資出資比率の上限を 70%とする
中国	生命保険及び証券サービスについて外資出資比率に関する規制を行わない
フィリピン	居住用の不動産の賃貸・管理サービスについて外資出資比率の上限を 51%にする
ミャンマー	公告サービスについて外資出資比率に関する規制を行わない
ラオス	国内道路貨物運送サービスについて外資出資比率に関する規制を行わない

このほか、15 か国に共通して適用される規定として、金融サービスに関して、自国の法令に従ったデータの管理・保管やシステムの維持等を要求することを除き、金融サービス提供者の業務上必要な情報の移転及び処理を妨げる措置をとること等が禁止されています。また、電気通信サービスについては、他の締約国のサービス提供者が合理的で、差別的でなく、透明性が確保された状態で適時に公衆電気通信ネットワーク等へのアクセス及び利用を認められることを確保する義務等が設けられてい

MHM Asian Legal Insights

ます。これらの規定により、より安定した環境で RCEP 締約国での事業を行うことが可能になります。

(3) RCEP の発効要件

RCEP は、(a)ASEAN10 か国の過半数及び(b)日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの過半数が国内での承認手続を完了し、寄託者である ASEAN 事務局長に寄託してから 60 日後に発効します。本稿執筆時点では、日本、中国、タイ及びシンガポールが国内手続を完了しています。RCEP 署名国は早期の発効を目指して締結手続を進めているため、RCEP は早ければ年内にも発効することが見込まれています。

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 畠山 佑介
☎ +65-6593-9764 (シンガポール)
✉ yusuke.hatakeyama@mhm-global.com

5. タイ： 遅延損害金の算定方法等に関する民商法改正

タイでは、法定利率及び遅延損害金の算定方法等に関する民商法の規定は長年改正されていませんでしたが、現在の経済情勢を踏まえ、2021 年 4 月 11 日に民商法改正法(「本改正法」)が施行され、法定利率等の見直しが行われました。

本稿では、本改正法が定める法定利率及び遅延損害金の算定方法等について概説します。

(1) 法定利率の見直し

従前、法定利率は年 7.5%とされていましたが、本改正法では、年 3%に変更されました。法定利率は、3 年ごとに見直され、勅令によって変更することができるものとされています。

また、当事者間の合意で遅延損害金の算定方法について合意がなされていない場合に適用される遅延損害金の利率についても、従前の民商法では年 7.5%でしたが、本改正により、法定利率に 2%を加えた率(すなわち本改正法施行直後においては 5%)に変更されました。なお、タイ中央銀行の 2020 年 10 月 28 日付けの告示(「本告示」)により、金融機関が債権者の場合には、自然人又は中小企業が借主である金銭消費貸借契約に関する遅延損害金の利率は、当該金銭消費貸借契約が定める約定利息の利率に 3%を加えた率以下としなければならないとの制限が存在する点に留意が必要です。

MHM Asian Legal Insights

(2) 遅延損害金の対象範囲の制限

債務者が分割払債務のうち一部のみの支払を遅滞した場合、従前、債権者は、(契約書に当該一部支払遅滞に基づく期限の利益喪失条項がない場合であっても) 遅滞した部分以外の未払債務を含む債務全額についての遅延損害金の支払いを求めることができるとされていました。他方、本改正法においては、上記の場合、債務者が遅滞した部分についてのみ遅延損害金が発生するものとされました。

従前も、本告示により、自然人又は中小企業が借主の金銭消費貸借契約に関しては上記と同内容の算定方法が定められていましたが、本改正法により、上記算定方法は自然人又は中小企業が借主の場合に限らず一般的に適用されることになります。

なお、本改正法公布後、タイ司法裁判所 (Court of Justice) が公表した解釈及び国家評議会担当官の Q&A によれば、本改正法は一部支払遅滞に基づく期限の利益喪失条項一般の有効性を否定するものではないとされています。したがって、契約書において期限の利益喪失条項が定められている場合には、当該条項に基づき残額全部について即時に弁済を求め、支払われない場合には遅延損害金を請求することは依然として可能と考えられます。

(ご参考)

本レター第 118 号 (2020 年 12 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00043808/20201221-110311.pdf>

弁護士 塙 晋

☎ +66-2-009-5127 (バンコク)

✉ susumu.hanawa@mhm-global.com

弁護士 岸 寛樹

☎ +66-2-009-5135 (バンコク)

✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 岩澤 祐輔

☎ +66-2-009-5169 (バンコク)

✉ yusuke.iwasawa@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムータイの病院事情ー

新興国の1つであるタイですが、実は医療水準が非常に高いことはご存知でしょうか。

私が椎間板ヘルニアを拗らせて一時歩くこともできない状態になったのは、数年前、タイに赴任したその年のことでした。来泰以前より腰痛持ちでしたので、通常程度の腰痛であれば気にしないのですが、ある日、腰痛とともに、片足に僅かな痺れを感じるようになりました。今思えばこれが椎間板ヘルニアの神経症状の1つなのですが、タイに来て美味しいローカルビール三昧の日々を楽しんでいた私は、痛風の初期症状かと思った程度でこれを放置していたところ、数か月後、徐々に腰痛は酷くなり、最後は足の痺れが激痛に変わり、歩くこともできなくなってしまいました。



バンコクの大手私立病院でCTスキャンによる精密検査を経て医師の診断を受けたところ、椎間板ヘルニアのため手術が必要な状態だと告げられました。日本で手術を受けた経験もなかったため、少しも不安を感じなかったといえば嘘になりますが、とにかく激痛から逃れたかった私は手術を受ける決意を固め、翌日入院する運びとなりました。



翌朝病院に到着し病室に連れていかれた私は、まず病室の綺麗さに驚きました。ベッドが病院用のものであるほかはまるで高級ホテルのようで、なんとルームサービスメニューまで置かれていました。また、通常の食事でもタイ・洋・和から選べるということで、初手術に少し不安を感じていた私には和食の優しい味がありがたかったのを記憶しています。

手術は内視鏡手術であったため数時間で終了し、術後の痛みもほとんどなく、手術箇所には絆創膏のようなものが貼られているのみでした。入院前は若干の不安を感じていましたが、医療用語に精通した専門日本語通訳の方の助けもあり、医師や病院スタッフの方々とのコミュニケーションを含め、入院中には全くストレスなく過ごすことができました。

タイの大手私立病院はアジアや中東地域等からメディカルツーリズム目的の外国人患者を多数受け入れているなど、非常に先進的・国際的な医療体制を整えており、私自身、その恩恵に預かることができました。

MHM Asian Legal Insights

コロナ禍の現在においては健康は何にも代えがたいということは多くの方が実感されていらっしゃるかと思いますが、タイで体調等を崩された場合には、我慢せずに病院を訪問されるのも1つの選択肢かと思います。

(弁護士 岩澤 祐輔)

文献情報

- 論文 「国際契約法務の要点——FIDIC を題材として 第4回 第1章・幹となる権利義務（1）——工事等の内容その2、その3」
掲載誌 商事法務ポータル SH3560、SH3568
著者 関戸 麦、高橋 茜莉（共著）
- 書籍 『インド不動産法制——理論と実践：不動産に関連する法制度一般から合併・M&A等のプロジェクトまで』（2021年4月刊）
出版社 株式会社商事法務
著者 小山 洋平、川村 隆太郎、佐伯 優仁、臼井 慶宜、内田 義隆
- 論文 「裁判と仲裁——国際商取引について、裁判と仲裁はどちらが有利なのか」
掲載誌 NBL No.1192
著者 関戸 麦
- 論文 「Global Legal Insights - International Arbitration 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights - International Arbitration 2021
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2021 – Myanmar Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2021
著者 眞鍋 佳奈、ウィン・ナイン、ジュリアン・バレンジー、ニルマラン・アミルタネサン
- 論文 「海外進出における経済連携協定及び投資協定の戦略的活用」

MHM Asian Legal Insights

掲載誌 Asia Business Law Journal
著者 畠山 佑介

NEWS

- The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました
Best Lawyers®による、The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当
事務所の弁護士 120 名が選ばれました。

下記 4 名の弁護士が「Lawyers of the Year」に選ばれました。

柴田 勝之 - Criminal Defense

関戸 麦 - Product Liability Litigation

横山 経通 - Media and Entertainment Law

竹野 康造 - Investment and Investment Funds

・ Antitrust / Competition Law

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、高宮 雄介

・ Arbitration and Mediation

上村 哲史、辰野 嘉則

・ Asset Finance Law

佐伯 優仁、村上 祐亮、中島 悠助

・ Banking and Finance Law

佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、小澤 絵里子、小林 卓泰、末岡 晶子

青山 大樹、江平 享、末廣 裕亮

・ Capital Markets Law

安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、熊谷 真和

根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊

・ Corporate and Mergers and Acquisitions Law

米 正剛、河井 聡、藤田 浩、松井 秀樹、藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦

土屋 智弘、岡崎 誠一、高谷 知佐子、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土

鈴木 克昌、小松 岳志、戸嶋 浩二、浦岡 洋、紀平 貴之、篠原 倫太郎

小島 義博、秋本 誠司、江平 享、内田 修平、林 宏和、塩田 尚也

関口 健一、代 宗剛、松下 憲、藤田 知也、松井 裕介、近澤 諒、二見 英知

・ Corporate Governance & Compliance Practice

松井 秀樹、澤口 実、石井 裕介、内田 修平、奥山 健志、梅津 英明

大野 志保、渡辺 邦広、山内 洋嗣、河島 勇太

・ Criminal Defense

池田 綾子、奥田 洋一、柴田 勝之

MHM Asian Legal Insights

- Derivatives

佐藤 正謙、小澤 絵里子

- Energy Law

小林 卓泰、四元 弘子

- Financial Institution Regulatory Law

松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子、石川 貴教

- Fintech Practice

竹野 康造、増島 雅和、堀 天子、増田 雅史、古市 啓

- Information Technology Law

齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎、増田 雅史

- Insolvency and Reorganization Law

藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩

- Insurance Law

増島 雅和、吉田 和央

- Intellectual Property Law

飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文

上村 哲史、岡田 淳

- International Arbitration

横田 真一郎

- International Business Transactions

土屋 智弘、江口 拓哉、松村 祐土、武川 丈士、小松 岳志、小島 義博

- Investment and Investment Funds

竹野 康造、三浦 健、下瀬 伸彦、尾本 太郎、大西 信治

- Labor and Employment Law

高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一

- Litigation

山岸 良太、奥田 洋一、市川 直介、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎

宮谷 隆、柴田 勝之、荒井 正児、信國 篤慶、眞鍋 佳奈、大室 幸子

金丸 祐子

- Media and Entertainment Law

齋藤 浩貴、山元 裕子、横山 経通、上村 哲史、佐々木 奏

- Privacy and Data Security Law

北山 昇

- Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学

田中 光江、久保田 修平

- Product Liability Litigation

関戸 麦

MHM Asian Legal Insights

- ・ Project Finance and Development Practice

小林 卓泰、岡谷 茂樹

- ・ Real Estate Law

佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 文士、石川 直樹

青山 大樹、塙 晋、佐伯 優仁

- ・ Structured Finance Law

佐藤 正謙、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 文士

青山 大樹、蓮本 哲

- ・ Tax Law

大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸

- ・ Technology Law

田中 浩之

- ・ Telecommunications Law

山元 裕子、丸茂 彰、飯田 耕一郎、林 浩美、小山 洋平

- ・ Trade Law

江口 拓哉

➤ 今泉 憲人 弁護士が入所しました

(今泉 憲人 弁護士からのご挨拶)

この度、森・濱田松本法律事務所の一員として参画させていただくことになりました、今泉 憲人と申します。

2013年12月に検察官に任官し、東京地方検察庁、さいたま地方検察庁川越支部、大阪地方検察庁、横浜地方検察庁川崎支部等での勤務を経て、2021年3月に退官いたしました。この約7年3か月間の検事としての経歴の中で、一般刑事事件の捜査公判のほか、特別捜査部及び特別刑事部における企業による財政経済事犯等の独自捜査にも従事してまいりました。また、2019年から約1年間、法務省検事在外研究員として、フランス国立司法学院に派遣され、同国の司法制度等の研究にも従事いたしました。

森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を活かすとともに、より専門性を深め、ご依頼をいただく皆様のお役に立てるよう、最善を尽くす所存です。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com